

美 浦 幼 稚 園

〔令和6年8月現在〕

「個性を大切にし、たくましく生きる幼児の育成」を教育目標としています。一人一人を大切にし、社会力や基本的な生活習慣の定着を図りながら「明るく元気に活動できる子ども・思いやりがあり、友達と仲良くできる子ども・自分で考え、行動できる子ども」の育成を目指します。

※受付期間中の午前10時～正午は、園の様子を見学することができます。

見学ご希望の方は、電話でご予約されてからお越しください。

連絡先▶美浦幼稚園 ☎029-885-4334(午前8時30分～午後4時30分)

《1日のスケジュール》

7:30 ～ 預かり保育
(希望者のみ実施)

8:30 ～ 登園、保育

12:00 ～ 昼食

14:00 降園

18:00まで預かり保育
(希望者のみ実施)

《対 象》村内在住で入園を希望する幼児

《定 員》▶3歳児(令和3年4月2日～令和4年4月1日生まれ)…定員60名
▶4歳児(令和2年4月2日～令和3年4月1日生まれ)…定員70名
▶5歳児(平成31年4月2日～令和2年4月1日生まれ)…定員70名

《保育日数》約200日(休日…土・日曜日、祝日、夏季・冬季・春季休業日)
※長期休業日は預かり保育あり(希望者のみ)

《給 食》水・木・金曜日給食(月・火曜日は弁当持参、6・7・9月は完全給食)

■ 申込方法

美浦幼稚園で随時配布している入園申請書に必要事項をご記入のうえ、受付期間内に美浦幼稚園へ直接提出してください。郵送による申し込みは受け付けできません。

※「3歳児」対象世帯には9月中旬に入園案内と入園申請書を送付します。

◇受付期間 10月1日(火)～11日(金)午前8時30分～午後4時30分※土・日・祝日を除く。

◇入園の決定方法

▶3歳児 申し込みが定員を超えた場合は抽選を行います。抽選を行う場合の日時や抽選方法については、美浦幼稚園から後日お知らせします。

▶4・5歳児 定員になり次第受け付けを締め切ります。

※申し込みが定員に満たない場合は受付期間終了後も随時申請を受け付けていますので、美浦幼稚園へお問い合わせください。

大 谷 保 育 所 ・ 木 原 保 育 所

〔令和6年8月現在〕

「思いやりのあるやさしい子・元気よく遊べる子・頑張り強い子」を保育目標とし、素直でのびのびとした感性、溢れる意欲と体力、仲間を思いやる心を育てながら、基本的な生活習慣を身に付け、子どもが望ましい未来をつくり出す力の基礎を培う保育を年齢別に総合的に目指します。

《対 象》就学前の乳幼児(入所日に生後6カ月を迎えていること)

《定 員》大谷保育所…120名 木原保育所…80名

《保育日数》約290日(休日…日曜日、祝日、年末年始)

《給 食》▶3歳児以上…副食のみ(主食は持参)、おやつ
▶3歳児未満…完全給食

■ 申込方法

10月1日(火)より申込書類を配布します。必要事項をご記入のうえ、受付期間内に提出してください。

◇申込書類配布・申込受付

- 子育て支援課(役場2階) ☎029-885-0340(内)232

◇受付期間 11月1日(金)～15日(金)午前8時30分～午後5時

◇入所の決定方法 保護者の「保育を必要とする事由」や世帯の状況に応じて、保育の必要度を点数化し、点数の高い順から入所を決定します。※受付期間終了後も随時申請を受け付けます。

《1日のスケジュール》

7:30 ～ 早朝保育

8:30 ～ 登所、保育

11:30 ～ 昼食

13:00 ～ 昼寝

15:00 ～ おやつ

16:00 降所

18:30まで夕方保育

※土曜日の利用についてはご相談ください

令和7年度

幼稚園 保育所

入園・入所案内

■問合せ 村教育委員会子育て支援課 ☎029-885-0340(内)232

支給認定について

施設利用にあたっては、教育・保育の必要に応じた「支給認定」を受ける必要があります。

《認定区分》

- 1号…お子さんが満3歳以上で、認定こども園・幼稚園での教育を希望する場合
- 2号…お子さんが満3歳以上で、保護者が「保育を必要とする事由※」に該当し、保育を希望する場合
- 3号…お子さんが満3歳未満で、保護者が「保育を必要とする事由※」に該当し、保育を希望する場合

※保育を必要とする事由

- ☐ 就労(入所に必要な時間等があります。村ホームページをご確認ください。)
- ☐ 妊娠・出産 ☐ 保護者の疾病・障がい ☐ 災害復旧 ☐ 求職活動 ☐ 就学
- ☐ 同居または長期入院している親族の介護・看護 ☐ 虐待やDVの恐れがあること

■新制度に移行していない幼稚園もあります。その園を利用する場合は認定を受ける必要はありません。

■美浦村の申請書は「支給認定」と「施設利用申込」を兼ねています。

▶美浦幼稚園、大谷保育所・木原保育所を利用したい方は次ページをご覧ください。

▶認定こども園・私立幼稚園を利用したい方は施設に直接申請してください。

▶仕事の都合などで村外の保育園等を利用したい方は事前に子育て支援課へお問合せください。
園の属する市町村の申込期限10日前までに申請が必要です。

幼児教育・保育の無償化について

対象となるためには、事前に手続きが必要な場合があります。

《無償化の対象》

◎3～5歳児

◎住民税非課税世帯の0～2歳児

*「3～5歳児」とは、満3歳になった日以降の4月1日から小学校入学前までの3年間です。幼稚園については、入園できる時期に合わせて満3歳から無償化されます。

施設種別		3～5歳児	住民税非課税世帯の0～2歳児	手続き
幼稚園等	新制度に移行している(1号認定)※1	無料	—	不要
	新制度に移行していない※1	月額 25,700円を上限に給付	—	要※2
	保育の必要性の認定を受けた子どもの預かり保育	月額 11,300円を上限に給付 *住民税非課税世帯の満3歳児のみ月額16,300円	—	要※2
保育所等(2・3号認定)		無料	無料	不要
保育所等を利用しておらず保育の必要性の認定を受けた子どもの認可外保育施設、一時預かり事業(幼稚園型以外)、病児・病後児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業		月額 37,000円を上限に給付	月額 42,000円を上限に給付	要※3

※1 子ども・子育て支援新制度の移行については各園にお問い合わせください

※2 園を通じて申請書を配布

※3 役場にて認定手続き(申請書は子育て支援課にあります)